

事業者の皆様へ

粗大ごみ処理場は一般廃棄物処理施設です 産業廃棄物は受け入れできません！

事業活動に伴って生じたごみはすべて「事業系ごみ」です。

事業者は自らの責任でこのごみを処理しなければなりません。

事業系ごみには「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があります。

粗大ごみ処理場ではこのうち、事業系一般廃棄物（但し、粗大ごみで破砕等、当施設で処理可能なもの）について受け入れることができますが、**産業廃棄物（産廃）は受け入れできません。**

産業廃棄物は、事業者が自ら産廃処理業者へ委託し、適正に処理してください。

お問い合わせ

・事業系一般廃棄物の処分に関すること

（お住いの各市環境部局へ）

洲本市 市民生活部 生活環境課 電話 0799-24-7607

南あわじ市 市民福祉部 環境課 電話 0799-43-5214

淡路市 市民生活部 生活環境課 電話 0799-64-2523

淡路広域行政事務組合粗大ごみ処理場 0799-24-1676

・産業廃棄物に関すること

（一社）兵庫県産業資源循環協会 電話 078-381-7464

限りある資源を大切に。分別・リサイクルを！